



こどもえがおプラン

~出雲市こども計画~

令和8年(2026)3月改訂
出雲市

改訂の概要

- ◆「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、令和8年4月から、新たに「乳児等のための支援給付」として創設されることに伴い、「第4章「IV地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」から抜き出し、新たな項目として位置づけました。
- ◆令和8年4月から、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、従前のこどもえがおプランP133～P135の記載内容に代わり、改訂資料のとおり、新たな位置づけにより取り組んでいきます。

V 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策 【新規】

事業概要

0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等に通園できる事業。

事業実施の考え方

- 子ども・子育て支援法の改正により、市町村は本事業を令和8年度(2026)から実施することとなった。なお、令和5～6年度は試行的事業として実施され、令和7年度(2025)は子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として希望する市町村にて実施予定。
- 本市においては令和8年度(2026)から実施予定。

(出雲市の状況)

- 国における「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない3歳未満児」の割合は約60%である。一方、本市の割合は35%である。
- 全国の保育所等における一時預かり事業実施率は29%（令和元年度(2019)実績）だが、本市においては98%（令和5年度(2023)実績）である。

乳児等通園支援事業にかかる教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

量の見込み設定の考え方

量の見込み（必要定員数）は国基準のとおり、以下の算式で算出する。

必要受入時間数（※1） ÷ 定員一人1月当たりの受入可能時間数（※2）

（※1）「必要受入れ時間数 = 未就園児童数（※3） × 0.5 × 月10時間」で算出。

国基準の算出式は「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3） × 月10時間」であるが、本市においては未就園児のうち約半数程度が本事業を利用すると見込み、国基準の算出式に「0.5」を乗じて算出する。

（※2）定員一人1月当たりの受入可能時間数 = 月176時間（8時間 × 22日）で算出（国基準と同じ）

（※3）未就園児童数 = 各年齢児童人口 - 各年齢就園児童数（一時預かり・一時保育事業利用者を含む）で算出。

就園児童は国基準では、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園している児童」だが、本市は「一時預かり・一時保育事業を利用している児童」も就園児とみなすこととする。

1. 年齢別人口及び未就園児数

①令和6年(2024)4月1日時点

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預かり・一時 保育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,340	1,084	256	96	160
2歳	1,481	1,242	239	96	143
計	3,435	2,470	965	241	724

一時預かり・一時保育 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・就園児数は申込者数とする。

②令和7年(2025)4月1日時点

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預かり・一時 保育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,228	994	234	96	138
2歳	1,340	1,124	216	96	120
計	3,182	2,262	920	241	679

一時預かり・一時保育 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児人口は前年度と同数、1・2歳児人口は前年度の0・1歳児人口と同数と見込む。
- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・申込率を令和6年度(2024)並みと見込み、人口に申込率を乗じて就園児童数を算出

③令和8(2026)年4月1日時点

(令和11年度(2029)まで同数と見込む)

(単位:人)

年齢	人口 ①	就園児数 ②	保育所等に 通っていない 児童数 ③=①-②	一時預かり・一時 保育利用児童 数④	未就園児数 ③-④
0歳	614	144	470	49	421
1歳	1,228	994	234	96	138
2歳	1,228	1,030	198	96	102
計	3,070	2,168	902	241	661

一時預かり・一時保育 利用児数

(単位:人)

年齢	3歳 未満	6か月 未満児 以外
0歳	98	49
1歳	96	96
2歳	96	96
計	290	241

- ・0歳児人口は前年度と同数、1・2歳児人口は前年度の0・1歳児人口と同数と見込む。
- ・0歳児は人口1,228人、就園児288人だが、本事業の対象が0歳6か月からの児童であるため、それぞれ1/2とする。
- ・申込率を令和6年度(2024)並みと見込み、人口に申込率を乗じて就園児童数を算出

2. 必要受入れ時間数の算出

「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3）×0.5×月10時間」で算出。

国基準の算出方法は「必要受入時間数 = 未就園児童数（※3）×月10時間」であるが、本市においては未入園児の半数程度が本事業を利用すると見込み、国基準の算出式に「0.5」を乗じて算出する。

必要受入れ時間数（月当たり） （単位:時間/月）

年齢	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳	2,105	2,105	2,105	2,105
1歳	690	690	690	690
2歳	510	510	510	510
計	3,305	3,305	3,305	3,305

量の見込み（必要定員数）

- 国基準同様、以下のとおり算出する。

必要受入時間数（上記「2」で算出）÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数
（上記※2のとおり月176時間）

- 令和8年（2026）4月開始の想定とする。

（単位:人日）

年度		R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳児 ※6か月以上児	①量の見込み	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	3	3	3	3
	②確保方策	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0
合計	①量の見込み	19	19	19	19
	②確保方策	19	19	19	19
	②-①	0	0	0	0

確保方策の設定の考え方

- 量の見込みと同数を国が定める実施施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等）で確保する。
- 国から今後示される事業実施要綱等を踏まえ、令和8年度(2026)の実施に向け関係機関と協議する。